

墨田区住まいの防犯対策臨時補助金

全国的に匿名・流動型犯罪グループによる強盗事件等が頻発しているなか、
区民の住まいの防犯力向上を図るため、

対象の防犯物品の購入・設置費用の **1/2** を補助します！

補助上限4万円

※予算に達し次第終了

補助対象物品

◎センサーライト



◎防犯カメラ

※屋外のみ、ダミー不可

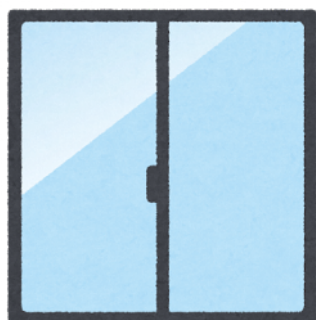


◎防犯錠・補助錠

※次頁参照



◎防犯フィルム



◎録画機能付きドアホン



申請条件

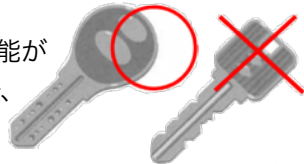
- ・ 防犯物品を取り付ける住宅に住んでいること（墨田区内）
- ・ 一世帯につき一回限りの申請であること
（一回で複数品目の申請は可）
- ・ 領収書の日付が令和7年3月21日以降であること
- ・ 『申請にあたっての注意事項』を事前に必ず確認すること

区ウェブサイト
はこちら↓



補助対象物品の詳細

1 防犯カメラ	犯罪の防止を目的として、継続的に撮影している録画機能付きのカメラであり、撮影した映像の記録および通信のために必要最低限の関連機器から構成される装置	※補助対象は屋外カメラのみ
※設置場所が住宅の敷地内であること	※撮影範囲が住宅の敷地内であり、近隣住民等のプライバシー保護に留意していること。やむを得ず住宅の敷地外が撮影範囲に入る場合は、撮影範囲に入る住宅等の所有者又は使用者に事前説明を行い、同意を得ていること	
2 録画機能付きドアホン	訪問者の姿を映像で確認・録画（動画・静止画問わない）することができる機能付きドアホン	
3 センサーライト	主に赤外線や熱、光、振動、磁力等を感知し、自動的に一定の時間ライトで照らす照明器具	
4 防犯フィルム	犯罪の防止を目的として、窓ガラスに取り付けるフィルム	
5 防犯錠	不正開錠が困難な錠。ディンプル錠など、一般的なディスクシリンダー錠よりも防犯性能が高い物を対象とする。ディンプル錠以外でも防犯性能が高い物は補助の対象となる場合があるので、その場合は防犯性能がわかる資料を添付すること。	
6 補助錠	主錠の他に、防犯性を高める目的で、玄関・窓などに補助的に取り付ける錠	



補助金を受け取るまでの流れ

①上記防犯物品を購入・設置（購入場所は区内外問わない。インターネット購入も可）



②区安全支援課に必要書類を提出 ※提出方法は3通り

- ・安全支援課窓口（区役所5階）へ直接持参
- ・郵送（郵送先は下部参照）
- ・オンライン（右記のフォームから申請）

オンライン申請



③区が申請内容を審査



④補助金の交付決定・振込 ※申請から振込までおおよそ2か月程度かかります

提出書類

1 本人確認書類の写し	運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等の写し ※マイナンバーカードの場合マイナンバーが写らないよう注意
2 領収書の写し	令和7年3月21日以降の日付であること、宛名（申請者と同一）が明記されていること
3 納品書等の写し ※該当する場合のみ	工事や防犯物品の内容が記載された書類（納品書等）の写し ※領収書で確認できる場合は不要
4 設置後の写真	購入した防犯物品の設置状況がわかる写真
5 口座情報確認書類の写し	補助金の振込先口座の通帳、キャッシュカード、Web通帳画面の写し等 ※申請者と同一名義の口座であること
6 大家・所有者からの同意書 ※該当する場合のみ	【区所定の様式】賃貸物件の場合のみ。大家又は所有者からの同意を得ること ※公営住宅等で、別途所定の様式がある場合は代用可
7 交付申請書	【区所定の様式】※オンライン申請の場合は不要
8 誓約書	【区所定の様式】チェック欄にチェックを入れて署名 ※オンライン申請の場合は不要
9 請求書	【区所定の様式】※オンライン申請の場合は不要

※区所定の様式は、安全支援課窓口か区ウェブサイト（表面右下QR）よりダウンロードください

問合せ・申請先

〒130-8640 墨田区吾妻橋1-23-20 区役所5階
墨田区危機管理担当安全支援課 ☎03-5608-6199

申請に当たっての注意事項

※本編、主な問合せ（Q & A）を合わせてご確認ください。不明な点がある場合には、事前に区（安全支援課）へご相談ください。

申請全般

申請者について

同一世帯のどなたでも申請可能ですが、申請書、領収書の名義及び口座名義人は同一の方にしてください。

領収書の日付について

領収書の日付は、実際に金銭の授受が行われた日です。領収書の発行日とは異なる場合があります。

購入時の決済方法について

【対象となるもの】

現金、クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー及びQ Rコード決済での購入は補助対象になります。ただし、領収書が発行できる場合に限りです。

【対象とならないもの（補助対象外）】

購入時に使用したクーポンやポイント分は購入費用に含まれません。割引と同様の扱いとし、割引後の支払額を購入費用として計算します。

対象となる費用、ならない費用について

【対象となる費用（補助対象経費）】

「補助対象物品の詳細」に記載されたもの、設置する際の工事費・設置費

【対象とならない費用（補助対象外経費）】

保証料、代引き手数料及びウェブサイト利用料等、リース料、レンタル料、委託料、送料、知人に対象物品の設置をしてもらった際に支払った謝礼（知人が設置事業を営む者の場合は設置費として補助対象です。）

住宅

共同住宅の管理組合又は賃貸住宅の大家等からの申請について

共同住宅の管理組合又は賃貸住宅の大家等が防犯物品を設置する場合は補助対象外です。ただし、大家が自分の居住部分に設置する場合は補助対象です。

二世帯住宅について

原則、同じ住宅（建物）につき申請は1回限りです。

ただし、玄関や公共料金のメーター等が分かれている場合は、各世帯ごとに申請できます（審査の際に、区職員が現場を確認する場合があります。）。二世帯で同時に購入及び設置する際は、領収書の宛名等を各世帯ごとに分けてください。

賃貸物件について

賃貸物件の場合にも申請できます。ただし、大家等からの同意（同意書の提出）が必要です。

都営住宅における「大家又は所有者からの同意書」について

以下の取扱いとなります（JKK東京亀戸窓口センターに確認済）。

- ・防犯フィルム及び防犯錠・補助錠は区ウェブサイト掲載の同意書の提出が必要です。
- ・録画機能付きドアホンは「受領印付きの模様替え届」により同意書の代替えが可能です。
- ・防犯カメラ及びセンサーライトは共有部分への設置が不可である旨、確認しています。

区営住宅の「大家又は所有者からの同意書」について

「受領印付きの模様替え届」により代替えが可能な場合があります。

補助対象物品の設置の可否については、墨田区都市計画部住宅課公営住宅担当（03-5608-6214）にご確認ください。

申請書類

補助金の振込先の口座について
申請者本人名義の口座のみ対象になります。
設置後の写真について
購入した物品を住宅に設置したことを示す写真が必要です。設置した場所がわかるように撮影してください。
設置後の写真の提出方法について
持参又は郵送申請の場合は、現像した写真、又は写真データをプリンター等で印刷したもの（カラー印刷）を提出してください。オンライン申請の場合は、写真データを添付してください。

防犯カメラ

防犯カメラ本体以外の関連機器について
・SDカード等、防犯カメラが撮影する映像の記録・通信のために必要な、最低限の関連機器も補助対象です（「その関連機器がないと映像の記録・通信ができない」等が判断基準となります。）。
・別途購入するネット接続機器は <u>補助対象外</u> です。
ただし、防犯カメラにスマートフォンへの映像送信機能が内蔵されている等、防犯カメラのシステムとして一体となっている場合は補助対象になります
ダミーカメラについて
定義に合致しないため、ダミーカメラは <u>補助対象外</u> です。
防犯カメラの設置場所と撮影場所・範囲について
住宅の敷地内に設置され、かつ屋外を撮影する防犯カメラが補助対象です。
屋内を撮影するカメラは、防犯対策（侵入者対策）に資するものではないため、 <u>補助対象外</u> です。
撮影範囲にやむを得ず住宅の敷地外が入る場合は、撮影範囲に入る住宅等その他の物の所有者等に必ず事前に説明を行い、同意を得てください。

録画機能付きドアホン

子機の追加について
既に録画機能付きドアホンがある状態で、それに子機を追加して他のフロアでも記録映像を見られるようにする場合、 <u>補助対象外</u> です。（利便性が向上するのみで、防犯性能は既に満たしているため）

センサーライト

夜間に自動点灯するライトについて
補助対象となるのは、主に赤外線や熱、光、振動、磁力等を感知し、自動的に一定の時間ライトで照らす照明器具であり、侵入者対策となるものを対象としています。太陽光を感知して夜間に点灯するものは、 <u>補助対象外</u> です。

防犯フィルム

防犯フィルムと防災フィルムの違いについて
補助対象となるのはガラスを割って侵入するのを防ぐ「防犯フィルム」であり、「防災フィルム」は目的や効果が異なります。このため、「防災フィルム」は <u>補助対象外</u> です。

防犯錠・補助錠

電子錠について
防犯性が高まるもの（カタログ等でそうとわかるもの）については補助対象です。不安な場合は購入予定品を事前にご相談ください。